



埼玉県報

第43号
令和元年(2019年)
10月1日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 新堀土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 坂戸都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画道路の変更（都市計画課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 毛呂山・越生都市計画下水道に関する公聴会の開催（下水道事業課）
- 県道草加八潮三郷線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し（選挙管理委員会）

規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十六号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一三四の項中

高層耐火
三七・一三から 五三・五九まで
一四四

を

高層耐火	中層耐火
五三・五九	三七・二四 七一・七八

に改める。

から まで	から まで
一四四	六〇

附則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百十四号

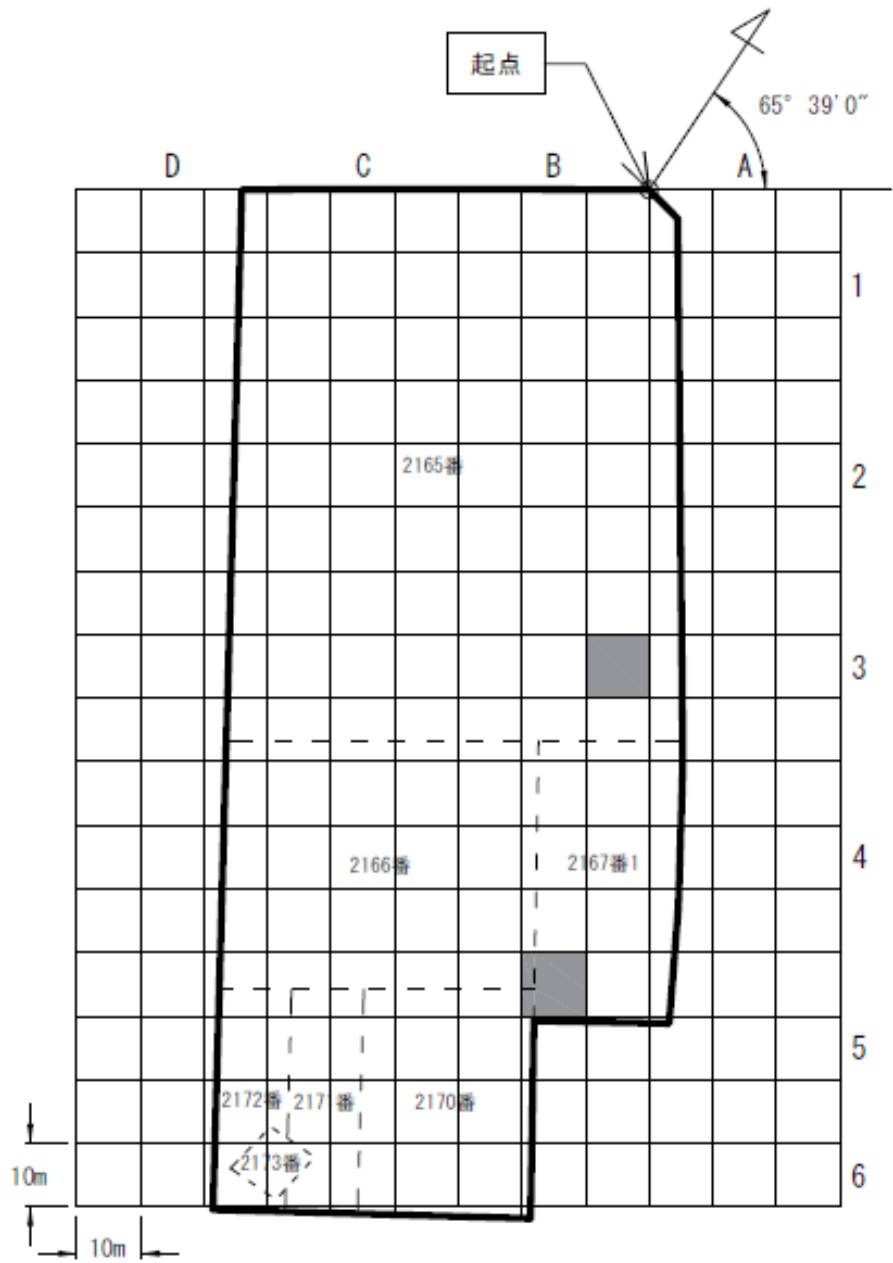
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年埼玉県告示第千二百十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和元年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市川岸三丁目二千百六十五番の一部、二千百六十六番の一部、二千百六十七番一の一部及び二千百七十番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

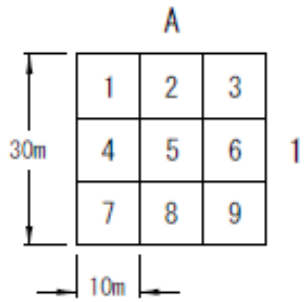
別図



起点
 起点は埼玉県戸田市川岸三丁目2165番の最北端とする。

格子の回転角度 65° 39' 00"

- 形質変更時要届出区域 (解除区画)
- 敷地境界
- 地番境界



告 示

埼玉県告示第五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和元年九月二十五日認可した。

令和元年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

新堀土地改良区

二 事務所所在地

蓮田市

告 示

埼玉県告示第五百十六号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―二十一〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻字西原三五千二百六十三番一 他五筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千四百四十九立方メートル

告示

埼玉県告示第五百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画道路三・五・三十二号一本松通り線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

鶴ヶ島市大字下新田字一本松の一部、坂戸市大字厚川字諏訪、字石塚及び字一本松の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、鶴ヶ島市都市計画課、坂戸市都市計画課

四 縦覧期間

令和元年十月一日から令和元年十月十五日まで

告 示

埼玉県告示第五百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、上尾都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県春日部市南三丁目六番七号 シヤールム春日部二〇六号

渡辺 由起

二 取消年月日

令和元年九月三十日

告 示

埼玉県告示第五百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和元年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号
埼玉県下水道局下水道事業課
電話 ○四八―八三〇―五四五八
 - ロ 当該都市計画区域に係る町役場の都市計画主管課

一	番号							
毛呂山・越生	都市計画区域名							
入間郡毛呂山町 入間郡越生町 比企郡鳩山町	市町村名							
毛呂山・越生 都市計画下水道	都市計画の種類及び名称							
令和元年十月二十三日午後二時から	期日及び時間							公聴会
毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合会議室	場所							
令和元年十月一日から同月十五日	提出期間							公述申出書
埼玉県下水道局下水道事業課 毛呂山町まちづくり整備課 越生町まちづくり整備課 鳩山町まちづくり推進課 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	提出先							
令和元年十月一日から同月十五日まで	閲覧期間							都市計画の構想
埼玉県下水道局下水道事業課 埼玉県飯能県土整備事務所 埼玉県東松山県土整備事務所 毛呂山町まちづくり整備課 越生町まちづくり整備課 鳩山町まちづくり推進課 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	閲覧場所							

公 述 申 出 書

令和元年10月1日付け埼玉県報に登載された毛呂山・越生都市計画下水道
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和元年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 草加八潮三郷線
- 三 道路の区域

旧 新 B	旧 A	旧 新 別
八潮市大字鶴ヶ曾根上中通七五三番五地先から 同市大字鶴ヶ曾根上根通二三番一地先まで	八潮市大字鶴ヶ曾根上中通七五三番五地先から 同市大字鶴ヶ曾根上根通三六番一地先まで	区 間
一一・九七〇 二四・七〇		敷地の幅員 (メートル)
三一六・五五	一七五・六二	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

平成三十年九月十八日

指令川建セ第三〇〇〇九〇号

二 検査済証番号

令和元年九月二十六日

川建セ第〇一〇〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字西和田字西尾崎二百番十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷二百四十三番地一 清水アパート一〇二号
長島 伸子

告 示

埼玉県選管告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、深谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和元年十月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
本郷農業総合センター	深谷市針ヶ谷三百九十二番地 四	深谷市長	二百人
岡部多目的センター	深谷市普濟寺千四百八十五番地一	深谷市長	三百人